

公害防止管理者制度のしおり

神戸市環境局

令和5年9月

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和46年6月10日法律第107号、以下「公害防止組織法」という。)の特定工場に該当する場合には、公害防止管理者等の設置が義務付けられています。

1. 対象業種(公害防止組織法施行令第1条)

- (1) 製造業(物品の加工業を含む)
- (2) 電気供給業
- (3) ガス供給業
- (4) 熱供給業

2. 特定工場(公害防止組織法施行令第2条～第5条の3)

	該当施設
大気関係	① 別添1(1)(4～5ページ)の「大気関係有害物質発生施設」が設置されている工場 ② ①の工場以外で、設置されているばい煙発生施設(非常用施設を含む)からの排出ガス量の合計が、1万Nm ³ /時以上の工場
水質関係	① 別添2(6～13ページ)「水質関係有害物質排出施設」が設置され、排水を排出しているか(注)又は特定地下浸透水を浸透させている工場 (注)工場から発生する汚水を公共下水道に排出する場合であっても、合流式下水道処理区域(神戸市では東灘区の一部のみ)に位置する工場を除き、雨水を側溝(公共用水域)に排出することになることから、「排水を排出している工場」に該当します。 ② ①の工場以外で、汚水等排出施設が設置され、1日あたりの平均的な排出水量が1千m ³ 以上の工場
騒音関係 ※	① 機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)設置工場 ② 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)設置工場
振動関係 ※	① 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。)設置工場 ② 機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)設置工場 ③ 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)設置工場
一般粉じん関係	別添1(2)(5ページ)に掲げる施設を設置している工場
特定粉じん関係	別添1(3)(5ページ)に掲げる施設を設置している工場
ダイオキシン類関係	別添3(14ページ)に掲げる施設を設置している工場

※騒音・振動規制法の指定地域内に設置された場合に限る。

3. 公害防止組織の体系(公害防止組織法第3条～第7条)

特定工場を設置している事業者(特定事業者)は、特定工場に次の職種で構成される公害防止組織を設置しなければなりません。

①公害防止統括者	②公害防止主任管理者	④ 公害防止管理者
④代理者	④代理者	④代理者

①公害防止統括者(資格不要)

特定工場の公害防止に関する業務を統括管理する役割を担います。

会社全体が常時使用する従業員の総数が21人以上の特定事業者は、公害防止統括者の選任が必要です。

②公害防止主任管理者(要資格)

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。

ばい煙発生施設(排出ガス量:4万Nm³/時以上)かつ汚水等排出施設(排出水量が1万m³/日以上)の特定工場には、公害防止主任管理者の選任が必要です。

③公害防止管理者(要資格)

公害発生施設・公害防止施設の維持・管理、使用燃料・原材料の検査等を行う役割を担います。

④代理者(②及び③の代理者は要資格)

①～③が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行うものを選任する必要があります。

4. 公害防止管理者等に関する届出(公害防止組織法第3条～第6条の2)

公害防止統括者や管理者等を選任、解任したときは、以下の表に示す届出が必要です。

届出書の種類	添付書類	選任の時期	届出の時期
公害防止統括者(公害防止統括者の代理者)選任(死亡・解任)届	なし	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任(死亡・解任)した日から30日以内
公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)選任(死亡・解任)届	(選任届のみ) 選任された者の国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書の写し	選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任	選任(死亡・解任)した日から30日以内
公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者)選任(死亡・解任)届			
承継届 (相続又は合併により特定事業者の地位を承継した時に提出が必要)	承継の事実を証する登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	承継の日から30日以内	

届出は、e-KOBE(神戸市スマート申請システム)より行うことができます。

二次元コード・以下URLのいずれかよりアクセス下さい。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



5. 公害防止管理者の資格(公害防止組織法施行令第8条～第11条)

特定工場に設置されている施設の区分により、次表のとおり公害防止管理者の種類が異なり、それに伴い取得すべき資格も異なります。

表 施設の区分別の公害防止管理者及び必要な資格

施設の区分		必要な管理者	必要な資格
大気関係有害物質発生施設を設置	排出ガス量が4万Nm ³ /時以上	大気関係第1種公害防止管理者	①大気関係第1種有資格者
	排出ガス量が4万Nm ³ /時未満	大気関係第2種公害防止管理者	②大気関係第1種又は第2種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設を設置	排出ガス量が4万Nm ³ /時以上	大気関係第3種公害防止管理者	③大気関係第1種又は第3種有資格者
	排出ガス量が4万Nm ³ /時未満	大気関係第4種公害防止管理者	④大気関係第1種～第4種資格のいずれかを有する者
水質関係有害物質排出施設が設置され、	排出水量が1万m ³ /日以上	水質関係第1種公害防止管理者	⑤水質関係第1種有資格者
	排出水量が1万m ³ /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第2種公害防止管理者	⑥水質関係第1種又は第2種有資格者
水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設が設置	排出水量が1万m ³ /日以上	水質関係第3種公害防止管理者	⑦水質関係第1種又は第3種有資格者
	排出水量が1万m ³ /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第4種公害防止管理者	⑧水質関係第1種～第4種資格のいずれかを有する者
騒音発生施設が設置されている工場		騒音関係公害防止管理者 ^(注)	⑨騒音・振動関係有資格者 ⑩騒音関係有資格者
振動発生施設が設置されている工場		振動関係公害防止管理者 ^(注)	⑨騒音・振動関係有資格者 ⑪振動関係有資格者
一般粉じん発生施設が設置されている工場		一般粉じん関係公害防止管理者	上記④、特定粉じん関係、一般粉じん関係の資格のいずれかを有する者
特定粉じん発生施設が設置されている工場		特定粉じん関係公害防止管理者	上記④、特定粉じん関係の資格のいずれかを有する者
ダイオキシン類発生施設が設置されている工場		ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者
ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置され、排出ガス量が4万Nm ³ /時以上で、かつ、排出水量が1万m ³ /日以上		公害防止主任管理者	公害防止主任管理者有資格者、又は、上記③及び⑦の資格をどちらも有する者

(注) 騒音発生施設と振動発生施設の両方が設置されている工場においては、騒音関係及び振動関係の両方の資格を有する者(上記⑨の資格を有する者、又は⑩及び⑪の資格をどちらも有する者)を「騒音・振動関係公害防止管理者」及びその代理者として選任することが可能です。

公害防止管理者の資格を取得するには、国家試験に合格するか、資格認定講習を受講し課程を修了する必要があります。

国家試験及び資格認定講習についてのお問合せ先は次のとおりです。

一般社団法人 産業環境管理協会 (ホームページURL http://www.jemai.or.jp/) ○同協会関西支部 電話 (06)6536-2525 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-2-12 (本町平成ビル4階) ○同協会公害防止管理者試験センター 電話 (03)3528-8156 〒101-0011 東京都千代田区幸町一丁目3番1号 (幸ビルディング3階)
--

【参考】兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」においては、公害防止管理者の選任を要しない工場の施設に関して「施設管理者」の届出を要する場合があります。

詳しくはホームページにてご確認下さい。

別添 1

公害防止管理者等の選任を要する大気汚染防止法対象施設

(1) ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1）及び大気関係有害物質発生施設（公害防止組織法施行令第2条第2項）

大防法 項番号	ばい煙発生施設		「大気関係有害物質発生施設」 に該当するもの
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）		
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔		
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	左記のうち、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）		
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）		
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。	左記と同じ
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。	左記と同じ
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	左記と同じ
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。	左記と同じ

対象外施設

大防法 項番号	ばい煙発生施設	「大気関係有害物質発生施設」 に該当するもの	
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	左記と同じ
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。	左記と同じ
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	左記と同じ
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。	左記と同じ
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	左記と同じ
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。	左記と同じ
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	左記と同じ
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	左記と同じ
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。	
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。	
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。（非常用施設を含む）	
30	ディーゼル機関		
31	ガス機関		
32	ガソリン機関		

(2) 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）

1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

(3) 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2）

1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
7	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。



対象外施設

別添2

水質関係公害防止管理者等の選任を要する施設

○汚水等排出施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）及び水質関係有害物質排出施設（公害防止組織法施行令別表第1）

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設	
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	

対象外施設

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	
18-3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するもの
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	

対象外施設

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	左記のうち、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するもの
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するもの
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	左記のうち、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するもの
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	左記のうち、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するもの
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	左記のうち、水質汚濁防止法施行令に掲げる有害物質又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するもの

対象外施設

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設	左記のうち、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するもの
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	左記と同じ
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するもの
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するもの
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	左記のうち、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1・4-ジオキササンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するもの
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	左記のうち、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するもの
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	左記のうち、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するもの
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	

対象外施設

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 	<p>左記のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するもの</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料精製施設 ロ 塩析施設 	
38-2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）</p>	左記と同じ
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設 	
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>	
41	<p>香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するもの
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 	
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>	左記と同じ
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 	
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>	
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 	左記のうち、有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するもの
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設 	左記のうち、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するもの

対象外施設

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	左記のうち、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するもの
49	農薬製造業の用に供する混合施設	
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	左記のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1・4-ジオキサン <small>の試薬の製造の用に供するもの</small>
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するもの
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	左記のうち、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するもの
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	左記のうち、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するもの
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	左記のうち、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するもの
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	左記のうち、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するもの

対象外施設

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	左記のうち、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するもの
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	左記と同じ
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	左記のうち、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するもの
64-2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	左記のうち、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するもの
66	電気めつき施設	左記のうち、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するもの
66-2	エチレンオキシド又は1・4-ジオキシサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	左記と同じ
66-3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	
66-4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
66-6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	
68-2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	

対象外施設

水濁法 項番号	汚水等排出施設	「水質関係有害物質排出施設」 に該当するもの
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
69-2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場	
69-3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場	
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	
70-2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次に掲げるものを除く。）	
71	自動式車両洗淨施設	
71-2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設	
71-3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	
71-4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）	左記と同じ
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	左記と同じ
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
73	下水道終末処理施設	
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

別添 3

ダイオキシン類関係公害防止管理者等の選任を要する施設

(1) 大気関係特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1）

1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの

(2) 水質関係特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2）

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b・3'・2' -m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設